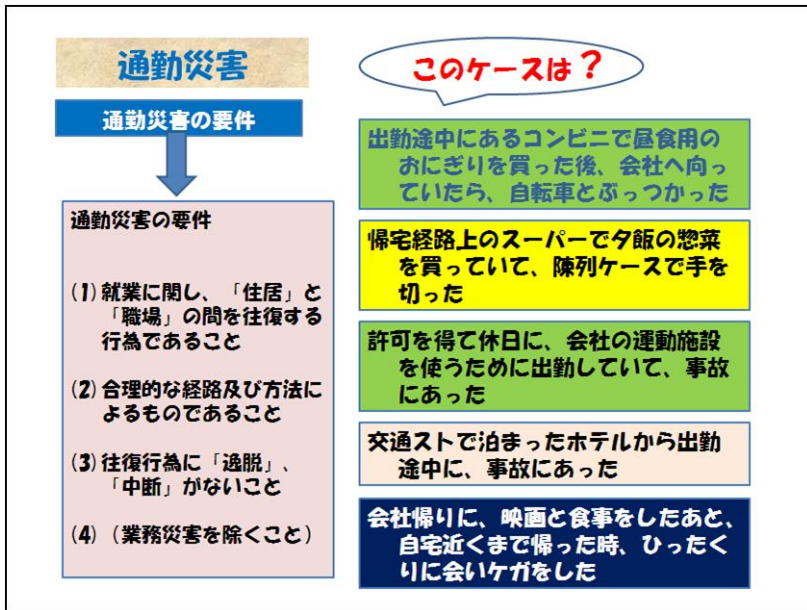


10-6 通勤災害



通勤災害の概念

労災保険法にいう通勤災害とは、「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」である(労災法7条1項2号)。

通勤とは、労働者が「就業に関し、住居と就業場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除く」とされている(労災法7条2項)。

経路の逸脱と中断

往復の経路を逸脱し、往復を中断した場合においては、逸脱、中断の間及びその後の往復は通勤としない。ただし、日用品の購入等の必要最小限のある場合は、逸脱、中断の間を除き、往復の経路に復帰したときから通勤とみる(同3項)。

通勤経路上の労働者のささいな行為(経路上の公衆便所を利用する、経路上の自販機でタバコを買う等)は逸脱・中断とは取り扱わない。

合理的な経路及び方法

「合理的な経路及び方法」とは、一般的に労働者が用いるものと認められる経路及び手段等の意である。(特段の合理的な理由のない遠回りは、合理的な経路と認められない。電車、バス、自動車、自転車等を本来の方法に従って使う場合は、平常用いているか否かにかかわらず一般に合理的な方法と認められる。一方、無免許運転、泥酔運転は合理的な方法と認められない。)